

平成 25 (2013) 年 2 月 15 日

会員各位

2013 年 3 月度研究交流例会

日本経営倫理学会会長 高橋 浩夫

3 月度研究交流例会を下記の要領により開催いたしますので是非ご参加ください。

今回は若手研究者の藤澤文氏（鎌倉女子大学）と古谷由紀子氏（日本消費者生活アドバイザー・コンサルタント協会消費者生活

研究所）による報告を予定しております。両報告を中心に、幅広い意見交換を通して問題意識を共有できればと存じます。

各位の積極的なご参加を期待します。

記

1) 日 時 平成 25 (2013) 年 3 月 23 日 (土) 午後 14 時より午後 17 時

2) 場 所 経営倫理実践研究センター (BERC) セミナー室→ 地図

3) テーマおよび報告者

①14 時 00 分～15 時 20 分

「討議プログラムは道德教育（学校）とビジネス倫理教育（企業）をつなぐのか？

：青年の規範の理解を対象として」

報告：藤澤 文 氏（鎌倉女子大学講師、東京工業大学非常勤講師（道德教育の研究）

②15 時 30 分～16 時 50 分

「消費者教育推進法における「消費者市民社会」の導入は消費者政策や消費者団体の活動にどのような変化をもたらすか」

報告：古谷 由紀子 氏

（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費者生活研究所研究員）

報告概要

* 報告①：藤澤 文（ふじさわ あや）氏

近年、青年の規範意識が低下しているといわれることがあります。本講演では、子ども（学校）と社会人（企業）の間の発達段階に

相当する青年を対象として「討議」を取り上げ、「討議」が青年の規範意識を変容するのか、青年はどのような「討議」を公正な討論

だと判断するのか、青年は「討議」を反復して経験することによりほかの社会的能力も変容させるのかを明らかにするために行った

実験研究について発表します。なお、当発表の一部は平成 24 年上廣倫理財団の研究助成を受けています。

*報告②：古谷 由紀子（ふるや ゆきこ）氏


2012年12月に施行された消費者教育推進法は、法律として初めて「消費者市民社会」の概念を導入した。消費者市民社会とは、

消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会であり、従来の消費者の自立を中心としてきた消費者教育とは異なる

側面をもつ。また消費者の権利の尊重を目的に行われてきた消費者政策や消費者団体の活動とも相いれない。消費者教育推進法が

もたらす消費者政策や消費者団体の変化をその兆しとともに考察する。

4) 参加費 正会員：2,000円 学生：1,000円（当日、例会会場にて申し受けます）

5) その他 ご出欠の確認を致したく、参加申込用紙（→  ダウンロード）に必要事項をご記入の上

3月19日(火)迄に Fax または [E-mail](#) にてご返信ください。

以上